

ヒアリングの実施について

平成29年11月27日

事務局

1 ヒアリングの趣旨

「公共用周波数等ワーキンググループ」における議論の参考にするため、現在不公表とされている政府機関等が所有している無線局に関する情報を開示すること等について、関係機関の考えをヒアリングにより把握。

2 ヒアリングの内容

- (1) 無線システムの概要・利用状況
- (2) 現在不公表としている情報の公表可能性
- (3) 利用状況調査見直しに係る懸念事項
- (4) 無線システムの共同利用の可能性 等 (詳細な項目はP.2、3、4)

3 ヒアリングの対象者

無線局情報を不公表としている政府機関 等

4 ヒアリングの要領

会議の公開等については議事概要のみ公開することとし、会議、会議資料、及び議事録は非公開とする。

1 各府省庁等が所有している無線局の概要について

- ・無線システムの概要（装置数、利用者数、整備費用、ランニングコスト、等）
- ・利用状況（常時使用しているものか、等）
- ・今後の周波数利用に係る計画等
（新規システムの導入予定の有無、他システムへの移行予定の有無、予定している場合には時期、等）

2 各府省庁等の周波数の割当状況について

- ・どの周波数帯に、どういう無線局がどの程度の規模で存在するか
（上記1と合わせての説明も可）

3 公共用周波数帯の情報開示について

（1）免許状記載事項等の公表について

総務省では、電波法第25条に定める「無線局に関する情報の公開等」に関して、電波行政の一層の透明性を確保する観点から、現行の電波法施行規則第11条の2において免許状記載事項等を公表しないこととされている無線局について、当該無線局に係る免許状記載事項等を可能な限り公表していくことを検討しています。

については、現在不公表とされている無線局の免許状記載事項等を公表することについて、下記の項目毎に、公表することの可否、公表できない場合はその理由、何からの加工を施すことにより公表可能である場合は、その加工の方法と理由等をご回答・ご説明頂きたい。

○インターネット上での公表を検討する免許状の記載事項

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------|
| 1 免許の年月日及び有効期間 | 7 無線局の目的 |
| 2 免許人の名称 | 8 通信事項又は放送事項 |
| 3 無線局の種別 | 9 通信の相手方（対向局の不公表情報に係るものを除く） |
| 4 無線設備の設置場所（市区町村単位ではなく、番地まで公表すること） | 10 運用許容時間 |
| 5 識別信号（呼出名称を除く） | 11 指定無線局数（包括免許に限る。） |
| 6 電波の型式、周波数、空中線電力 | 12 運用開始の期限（包括免許に限る。） |

(2) 無線局の情報開示の方法等について

総務省では、現在不公表とされている無線局の免許状記載事項等の公表について、電波利用ホームページによる無線局検索の対象とする他、米国や英国での公表方法を参考に、より分かり易い情報開示を検討したいと考えているが、各府省庁等の無線局に関して、特に留意すべき事項や懸念される事項はあるか、ご説明頂きたい。

(3) 無線局／無線システムに係る情報提供の依頼について

上記3. (2)を実施する場合において、免許状記載事項等に加え、例えば、無線システムやアプリケーションの概要等の情報の提供を依頼させて頂くことも考えられるが、ご対応頂くことについて、ご意見があれば頂きたい。

(4) その他

上記のほか、電波の利用状況調査等の見直しについて、ご意見があれば頂きたい。

4 電波の利用状況調査等の見直しについて

総務省では、電波法第26条の2に定める「電波の利用状況の調査等」に関して、電波の有効利用に結びつけるために、より正確に、より活用できる調査方法及び評価内容となるような見直しを検討しています。

(1) 電波の利用状況の調査の見直しについて

ある帯域を特定し、その帯域に存在する無線局の利用状況を深掘りして調査(*)することとした場合、どのような懸念事項があるか、ご回答頂きたい。

○深掘り調査の例

- ・該当する無線局について、通信ログを取得し提供
- ・調査票の質問項目の追加
- ・無線局の運用実態を把握するために、質問項目により現行の無線システム単位に代え、無線局単位での回答
- ・個別インタビューの実施

（2）電波の利用状況の調査に関する評価について

電波の利用状況の調査の結果に基づき、公共業務に関する利用状況の評価を行う場合、例えば、評価指標として、「単位周波数幅あたりの無線局数」、「利用時間」、「周波数の効率的な利用に向けた技術的取組状況」、「社会的重要性」、等があげられるが、評価指標を設定したときの懸念点等についてご回答頂きたい。

（3）電波の利用状況の調査の結果及び評価の公表について

総務省では、電波の利用状況の調査の結果及び評価の公表についても、上記3の「公共用周波数帯の情報開示」と同様、積極的に公表していくことを検討しているが、特に留意すべき事項や懸念される事項はあるか、ご説明頂きたい。

（4）その他

上記のほか、電波の利用状況の調査について、ご意見があれば頂きたい。

5 官官・官民での無線システムの統合等

周波数の有効利用の観点から、主体毎による個別の無線システムの共用のほか、PS-LTEなど官官・官民等での無線システムの統合、共同利用等について導入の具体的なニーズ、導入条件（例えば、機能に関する条件、秘匿性に関する条件、移行に関する条件、スケジュール等）等について、ご説明頂きたい。